

1. 認可制度とは

この認可制度は、これまで地域の住民によって任意に組織されていた町内会・自治会等地縁による団体が、市町村長の認可を得て、不動産等の登記等を可能にすることを趣旨として、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

なお、令和3年11月26日施行の地方自治法の改正により、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産の保有（予定を含む）に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

この認可制度により、法人格を取得した団体を認可地縁団体といいます。

2. 地縁による団体とは

地縁による団体とは「町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、「スポーツ同好会」（特定の活動を行う団体）や「老人会・婦人会」（構成員に年齢・性別等特定の属性を必要とする団体）等は「地縁による団体」ではありません。

3. 認可地縁団体のメリット・デメリット

●メリット

認可地縁団体として、所有する不動産の登記をすることができます。

また、認可地縁団体で登記した財産を公的に利用している場合（集会所等）は、固定資産税が一部免除されるなどの利点もあります。（税務課への申請が必要となります。）

その他、認可地縁団体が契約主体となることで、事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、対外的な信用の獲得等、数多くの恩恵を受ける可能性があり地域活動のより一層の活性化が期待されます。

●デメリット

地方自治法に準じた規約の整備が必要になり、自治会等の運営も民主的な運営が求められ、また、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることが挙げられます。

4. 認可地縁団体の申請手続きについて

■認可の申請を行う前に、団体の現行の規約に基づき招集された総会で、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。

- ④ 1. 役員会や評議会等での議決は認められません。
- ④ 2. 総会招集手続き等を定めた規約がない場合は、規約の整備をまず先に行う必要があります。

(1) 認可の要件

- ① その区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている。

【例】

- 住民相互の連絡・・・回覧等の回付等
- 環境の整備・・・地区内の清掃作業や資源回収作業等
- 集会施設の維持管理等

- ② その区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

【例】

- 町又は字及び地番又は住居表示
栄町麻生
栄町安食台一丁目2番1号から栄町安食台六丁目5番20号まで

- ③ その区域に住所を有するすべての個人（年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて）は、構成員となることができるものとし、その相当数（住民の過半数）の者が現に構成員となっていること。

- ④ 規約（会則）を定めていること。

- 規約（会則）に定めなければならない事項
 - 目的 ■名称 ■区域 ■主たる事務所の所在地
 - 構成員の資格に関する事項 ■代表者に関する事項
 - 会議に関する事項 ■資産に関する事項

- 規約（会則）に定めるのが望ましい事項
 - 規約の変更に関する事項
 - 解散に関する事項
 - 残余財産の処分に関する事項

(2) 認可申請書類

① 認可申請書	<input type="checkbox"/> 地方自治法施行規則第18条の様式1による
② 規約（会則）	以下の規定が含まれている（認可要件④に適合） <input type="checkbox"/> 目的（認可要件①に適合） <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 区域（認可要件②に適合） <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 構成員の資格に関する事項 <input type="checkbox"/> 代表者に関する事項 <input type="checkbox"/> 会議に関する事項 <input type="checkbox"/> 資産に関する事項
③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印がある
④構成員の名簿	氏名、住所の記載があり、区域の過半数以上が構成員となっている（認可要件③に適合）
⑤その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを記載した書類	総会に提出した前年度の事業活動報告書等 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の決算書 ・当該年度の事業計画書 ・当該年度の予算書
⑥申請者が代表者であることを証する書類	1. 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・又は記名押印のあるもの 2. 代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの ※1及び2両方が必要
⑦代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任有無	裁判所による職務執行の停止等の有無及び職務執行者の選任の有無、地方自治法に基づく代理人の有無を選択

(3) 認可申請書類記載の仕方

① 認可申請書

栄町長

様

年 月 日

町へ申請書を申請（提出）
する日

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- 7 区域を示した図面

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

〇〇自治会総会議事録

1、開催日時 年 月 日 時より

2、会 場 〇〇集会所

3、総会の成立 出席者数 名、委任状 人、合計 人

4、議長（1名）議事録署名人（2名）の選任

◇議長 〇〇 〇〇

◇議事録署名人 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

5、議案

- ① 平成〇〇年度決算について
- ② 平成〇〇年度事業計画について
- ③ 地縁による団体の認可の申請について
- ④ 地縁による団体の代表者の選出について

6、議決

議案①、②及び③については、全員一致（賛成多数）により承認された。
また、議事④については、次のものが選出された。

代表者 住所 栄町〇〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

年 月 日

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

※本人の署名又は記名押印

⑥申請者が代表者であることを証する書類

承 諾 書

私は、 年 月開催の 総会の議決に従い、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する、地縁による団体の認
可申請にあたり、本件申請に関する
の代表者となることを承諾いたします。

総会の議決日又はそれ以降の日付

年 月 日

新代表者の住所及び氏名

新代表者の住所・署名又は
記名押印

住 所 栄町

氏 名 （自書）

※どちらかを選んで、✓を入れて
てください。
※下を選んだ場合は、本人の住
民票を添付してください。

- 住所、氏名の確認のため、住民基本台帳の閲覧を了承します。
- 住所、氏名の確認のため、住民票を添付します。

⑦ 代表者の職務執行の停止等の有無

年 月 日

栄町長

様

地縁による団体の名称

代表者名

代表者の職務執行の停止等の有無について

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有 (2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無

(1) 有 職務代行者 住所 _____
氏名 _____

(2) 無

3 代理人の有無

(1) 有 代理人 住所 _____
氏名 _____

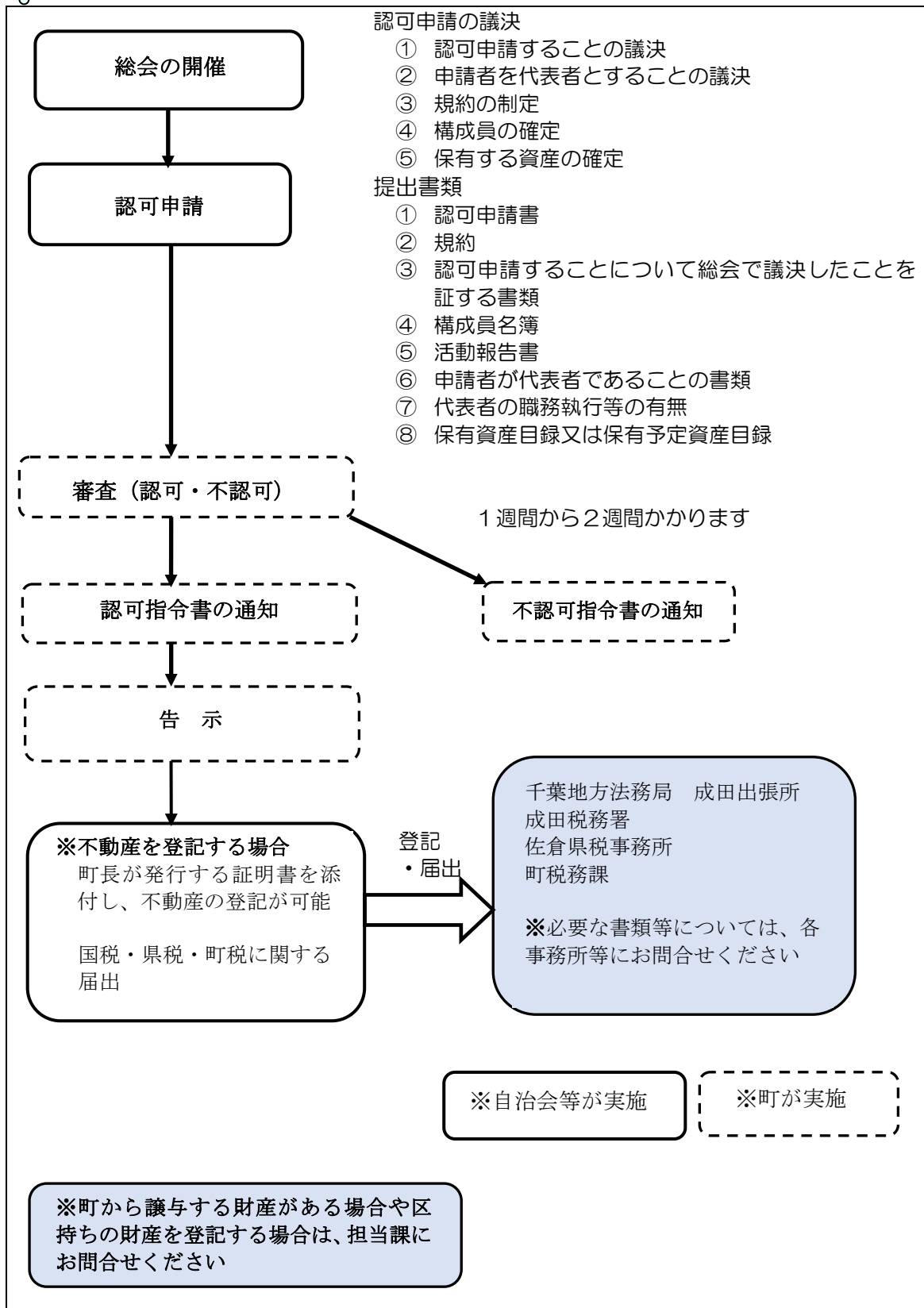
(2) 無

【参 考】

1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

2 代理人は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

(4) 認可申請手続きの流れ



(5) 認可・告示

認可申請の受理後、内部審査を得て地縁団体の許可を決定します。その後、告示を行います。

認可申請をされた団体に対しては、認可指令書が届きます。告示までの期間は、概ね2週間程度です。

この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。

～告示事項～

- ① 団体の名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無
(職務代理者が選任されている場合は、その住所及び氏名)
- ⑦ 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日
- ⑩ 省令第18条第1項第7号又は第8号に該当する場合に、当該各号の基準を満たすときは、その事由⇒事例民法法人から、認可地縁団体へ移行 (財産引継ぎ) する場合
- ⑪ 省令第18条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人 (以下、「特例民法法人」という。) から承継した財産の種類及び数量⇒⑩と同上

(6) 不認可の決定に対する異議申立て

不認可の処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3カ月以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立ての詳細については、お問い合わせください。

5. 認可後に必要な手続き等

(1) 証明書の交付

証明書交付請求書に基づき、地縁団体台帳の写しを交付します。
証明書の手数料は1通300円です。

(2) 不動産登記及び法人の届出

認可地縁団体の保有資産の登記は、町長が発行する証明書（地縁団体台帳の写し）を添付し、法務局に申請することになりますが、登記の際に必要な書類等、詳細については、管轄の千葉地方法務局成田出張所にお問い合わせください。

法人の設立届は、成田税務署、佐倉県税事務所、栄町税務課へそれぞれ届け出をします。届出には、町長が発行する証明書（地縁団体台帳の写し）が必要です。その他必要な書類については、各事務所等にお問い合わせください。

(3) 認可地縁団体の義務

- ① 告示事項（P10参照）に変更があった場合は、告示事項変更届出書を提出しなければなりません。→P15参照
- ② 規約を変更した場合は、町長へ申請を行い、認可を受けなければ効力を発しません。→P18参照
- ③ 認可を受ける時及び毎年1～3月までの間に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置かなければなりません。
- ④ 構成員名簿を作成し、常に事務所に据え置かなければなりません。変更があるごとに訂正してください。届け出は、必要ありません。
- ⑤ 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開く必要があります。（法260条の13）
- ⑥ 団体が解散した場合は、町長へ届け出なければなりません。また、精算に伴う債権申出の催告（官報による公告）手続きが必要になります。解散をする場合は、必ず事前に担当課にご相談ください。

(4) 代表者の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録

栄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき、不動産等の登記に必要な代表者の印鑑を登録することができます。ただし、代表者等に変更が生じた場合、自動的に印鑑の登録が抹消されますので、ご注意ください。

登録資格者

認可地縁団体の代表者

ただし、代表者以外の場合

- ・ 裁判所の選任する職務代行者
- ・ 地方自治法260条の9に既定する仮代行者
- ・ 地方自治法260条10に規定する特別代理人
- ・ 地方自治法260条の24又は260条の25に規定する清算人

登録申請

登録資格者が、自ら町長に申請します

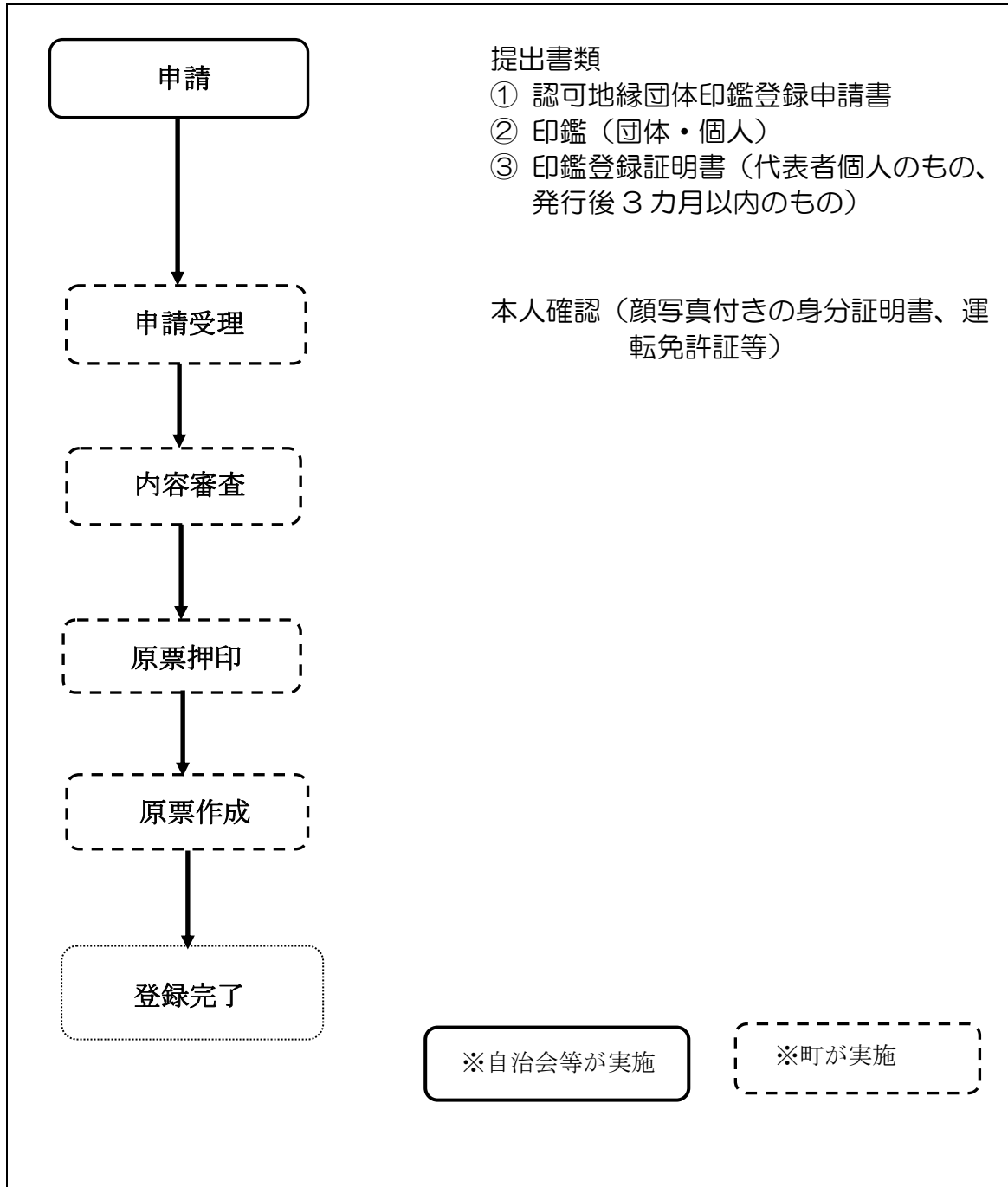
登録手続きに必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書（別記第1号様式）
- ・ 登録する認可地縁団体印鑑
- ・ 登録資格者が、個人として登録している印鑑及び印鑑登録証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ・ 申請者の本人確認資料（顔写真付きの身分証明書、運転免許証等）

登録できる印鑑

- ・ 印影の大きさが8mmの正方形に収まらず30mmの正方形に収まるもの
 - ・ 印鑑数は、1認可団体について1個とします
- ※ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいものは、登録できません。

代表者の印鑑登録手続きの流れ



(5) 印鑑登録証明書交付手続き

交付申請

登録者が自ら町長に申請します

交付申請手続きに必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第6号様式）
- ・ 認可地縁団体印鑑
- ・ 申請者の本人確認資料（顔写真付きの身分証明書、マイナンバーカード、運転免許証等）

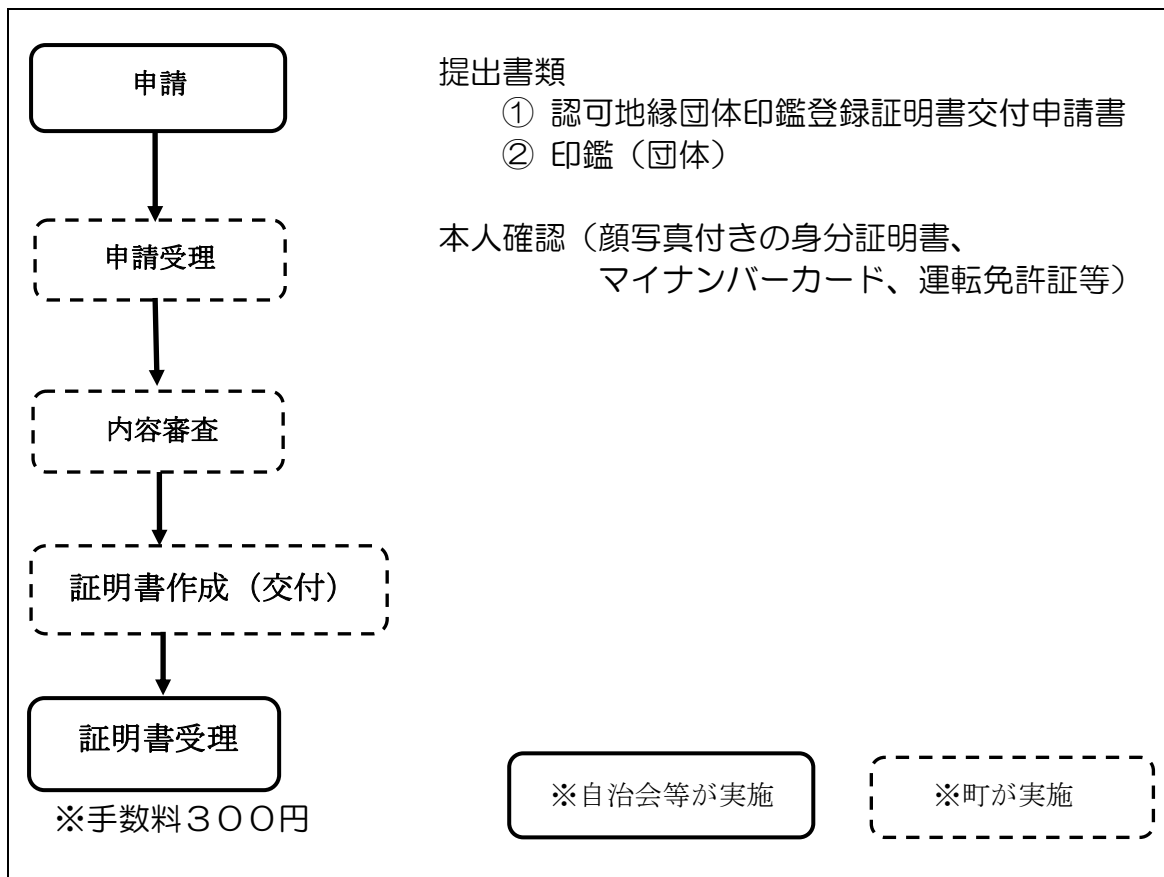
証明内容

- ・ 認可地縁団体印鑑の印影
- ・ 認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 代表者等の登録者の資格、氏名及び生年月日

証明書発行手数料

- ・ 一通 300 円

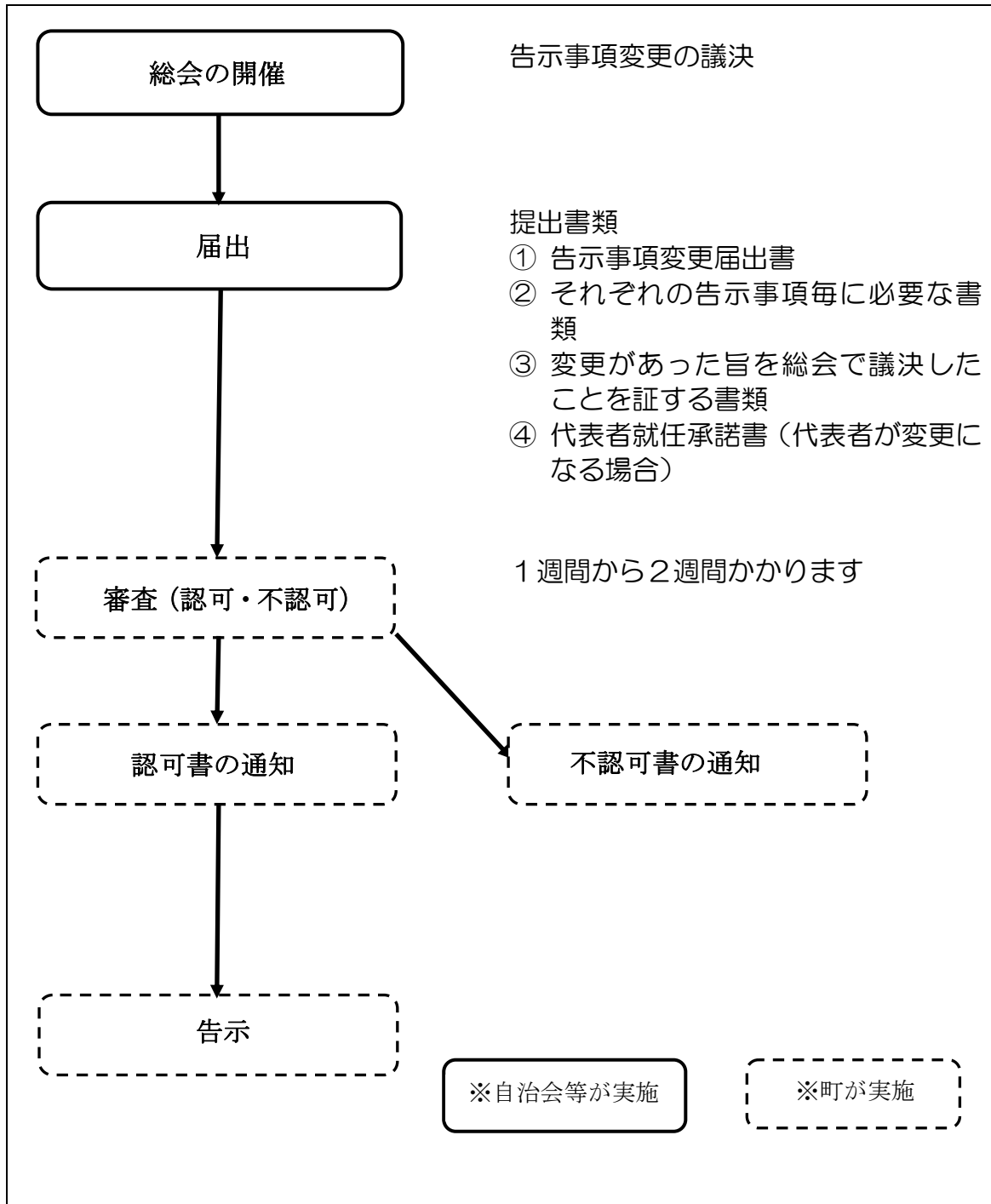
印鑑証明書交付申請手続きの流れ



(6) 告示事項の変更手続き

告示事項（P10参照）に変更があった場合は、手続きが必要です。告示事項変更手続きの流れ及び、「告示事項変更届出書」の記載例を掲載してあります。

告示事項が変更になる場合の手続きの流れ



告示事項変更届出書（代表者の変更）の記載例

年 月 日

栄町長 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地
名 称 地縁法人〇〇自治会
所在地 栄町〇〇1丁目2番
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者の住所：栄町〇〇〇〇〇番地
代表者の氏名：〇 〇 〇 〇
- 2 変更の年月日
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 変更の理由
任期満了のため

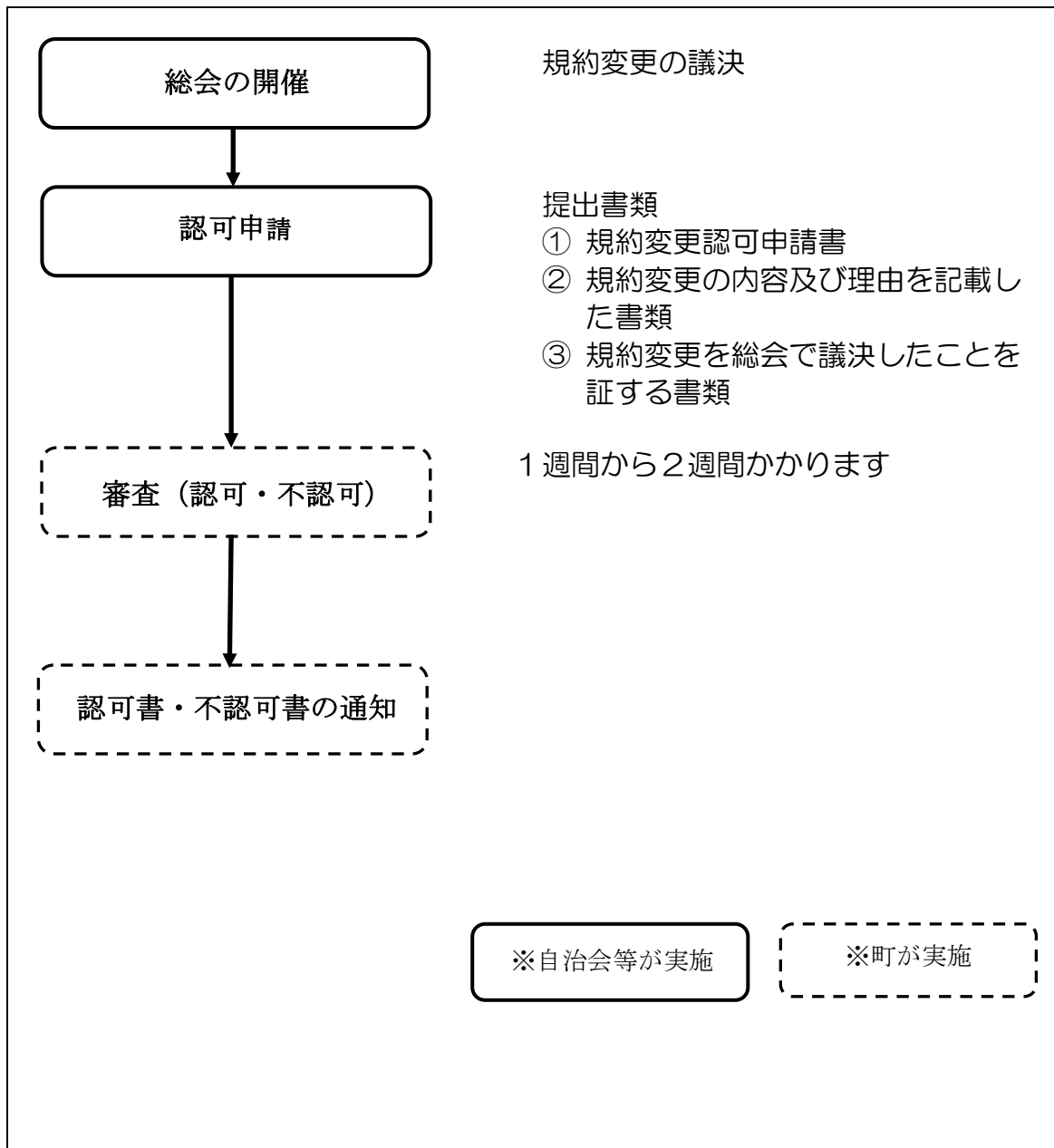
代表者就任承諾書の記載例

代 表 者 就 任 承 諾 書	
私は、〇〇年〇〇月に開催された地縁法人栄町区総会において	
代表者に選任されましたので、〇〇年〇〇月〇〇日をもって就任することを承諾	
します。	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">※総会の日、またはそれ以降の 日付を記入してください。</div>	
〇〇年〇〇月〇〇日	
新代表者の住所及び氏名	
住 所	栄町安食台1丁目2番
氏 名	栄 太 郎
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">※氏名は自書してください。</div>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">※どちらかを選んで、✓を入れてください。 ※下を選んだ場合は、本人の 住民票を添付してください。</div>	
<input type="checkbox"/> 住所、氏名の確認のため、住民基本台帳の閲覧を了承します。	
<input type="checkbox"/> 住所、氏名の確認のため、住民票を添付します。	

(7) 規約の変更手続き

規約を変更する場合は、手続きが必要です。規約変更手続きの流れ及び、「規約変更認可申請書」の記載例を掲載してあります。

規約を変更する場合の手続きの流れ



規約変更認可申請書の記載例

年 月 日

栄町長 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地
名 称 地縁法人〇〇自治会
所在地 栄町〇〇1丁目2番
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類